

## 船橋市地震防災戦略（案）に対する意見の募集結果について

船橋市地震防災戦略（案）に対する意見の募集に際し、ご協力いただきありがとうございました。お寄せいただいたご意見及びそれらに対する本市の考え方について取りまとめを行いました。

### 【意見の募集期間】

平成30年12月17日（月）から平成31年1月18日（金）まで

### 【資料の閲覧方法】

船橋市ホームページ、危機管理課（船橋市市役所本庁舎9階）、行政資料室（船橋市市役所本庁舎11階）、船橋駅前総合窓口センター、各出張所・公民館・図書館

### 【意見を提出できる方】

船橋市内在住・在勤・在学の方及び事業者

### 【意見の提出方法】

郵送、FAX、電子メール、直接持参

### 【集計結果】

①受付件数 1件

#### [内訳]

##### ・受付方法別

郵送	FAX	電子メール	直接持参
0件	0件	1件	0件

##### ・居住地別

市内	市外
1件	0件

②意見総数 9件

【パブリックコメントに寄せられたご意見と本市の考えについて】

ご意見番号	該当頁	項目	ご意見（要旨）	市の考え方
1.	4	「船橋市地震被害想定」について	市と千葉県被害想定とを比較すると相違があり、人的被害に関しては倍半分以上の違いがある。この原因及び市の想定の正当性を明らかにしてほしい。	死傷者数の内訳の違いは県と市の手法の違いによる影響が大きいものですが、市では特に火災について1棟単位の詳細な検討を行っており、ブロック塀等転倒なども含めた死傷者数の算出においても、細かいエリア単位で検討しております。このように市では、県で実施された手法ではなく、人口分布等を考慮した、より実態に合わせた計算を行っております。
2.	4	「船橋市地震被害想定」について	火災関係及びブロック塀等転倒による人的被害を県より相当少なく想定し戦略が立てられていると考えられ、「被害を半減させる」という戦略目標の観点からは、より厳しい内容となっていると思われるが、被害想定及び対応戦略の慎重な見直しも必要ではないか。	被害想定につきましては、ご意見番号「1.」のとおり、より実態に合わせた計算を行っておりますので、本想定に基づき戦略を立てております。
3.	15	目標 I.4.⑩「土砂災害対策の推進」について	土砂災害危険箇所について、千葉県が基礎調査を終えているが、土砂災害警戒区域及び特別警戒区域の指定が未了である。この区域指定は地元首長の意見を聴いて知事が行うことになるが、船橋市では県によると市長の同意が得られないため未指定状態であるとのこと。市長の同意なしでも区域指定は可能であるが、全国的に土砂災害が多発し問題となっている状況から、早急な解決を望む。	市では土砂災害危険箇所について、独自に調査を行い、避難対策（対象者へ戸別訪問による説明、連絡網の作成、避難訓練等）を行って参りました。区域指定に関しましても、引き続き、県、地権者等の関係者と協議して参ります。
4.	19	目標 I.8.⑰「防災学習の推進」について	中学生対象の防災学習は、平成34年度で全中学校での実施が一巡するが、この種の学習は極めて重要なため、引き続き内容を検討し実施されるよう希望する。	防災学習を推進することにより、学校や地域の災害対応力が向上すると考えますので、平成35年度以降も引き続き、実施内容等検討して参ります。

ご意見番号	該当頁	項目	ご意見（要旨）	市の考え方
5.	19	目標 I.8.⑱「防災に関わる人材の育成」について	「防災士資格取得・災害救援ボランティア講座受講のための費用の補助」と記載し、一方が資格取得、他方が講座受講のためとなっているが、両方とも資格取得が目的であるため、「防災士資格取得・セーフティリーダー（SL）資格取得のための費用の補助」と記載すべきである。	防災士につきましては、試験を受験・合格し、資格を取得します。災害救援ボランティアセーフティリーダー（SL）につきましては、講座を受講することで認定されます。このことから、区別しております。
6.	20	目標 I.8.⑲「地域防災力の向上」（自主防災活動の強化）について	「市民活動総合補償制度」（保険制度）について、町会自治会が設置した自主防災組織による活動は対象となるが、マンション管理組合の同組織による活動は対象にならない。いずれも同等に重要な活動であるため、自主防災組織に対する結成補助金や活動補助金と同様にマンション管理組合の場合も保険の適用対象とすべき。	「船橋市市民活動総合補償制度」につきましては、補償対象の1つとして自主的な組織を母体とする団体による活動としております。自主防災組織による活動であっても、活動母体が建物の区分所有等に関する法律に基づいたマンション管理組合の場合につきましては、本制度の適用外となっております。
7.	20	目標 I.8.⑲「地域防災力の向上」（自主防災活動の強化）について	市算定の自主防災組織結成率（H29 で 60.8%）には、マンション管理組合の自主防災組織も含まれているのか。	自主防災組織結成率には、マンション管理組合の自主防災組織も含まれております。
8.	20	目標 I.8.⑲「地域防災力の向上」（自主防災活動の強化）について	「防災士資格取得・災害救援ボランティア講座受講のための費用の補助を実施する」との記載があるが、本制度を利用して資格取得した防災士等を正会員とし、市の艇入れもあって発足した「船橋防災連絡会」については、地域に特化し、地域防災力の向上に果たすべき役割・効果は大きいと考えられる。このため、「船橋市補助による防災士等に対して啓発・教育・支援を行う等、産官学	防災士及び災害救援ボランティアセーフティリーダー（SL）資格取得者の方には、自主防災組織のリーダー等、地域における防災力向上及び啓発に欠かせない人材と考えております。市ではこれらの資格取得者を対象としたフォローアップ研修を実施しておりますが、引き続き実施し、地域防災力の向上に努めて参りますので、以下の記載（目標 I.8.⑱「防災に関わる人材の育成」、⑲「地域防災力

ご意見番号	該当頁	項目	ご意見（要旨）	市の考え方
			<p>民のあらゆる力を結集して地域防災力の向上を図る」（記載例）としてはどうか。</p>	<p>の向上」（自主防災活動の強化）の項目）を追記いたします。</p> <p>「○防災士及び災害救援ボランティアサフェティリーダー資格取得者を対象としたフォローアップ研修を実施する。＜指標：実施頻度＞【現況・目標】年1回」</p>
9.	37	<p>「減災対策の効果の検討」について</p>	<p>「減災対策の効果」は減災対策実施後の「被害想定」をP4と同様の手法で算定していると思われるが、各戦略項目（例えば感震ブレーカー）について、その効果算定方法が明らかになっているのか。</p>	<p>P4と同様の手法で算定しております。感震ブレーカーの設置につきましては、これにより電気関係の出火を抑制することが可能となるため、火災の被害想定手法において、電気関係の出火件数が減少するという形で減災効果を算出しております。</p>